

香川県立高等技術学校規則及び香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第6号

香川県立高等技術学校規則及び香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(香川県立高等技術学校規則の一部改正)

第1条 香川県立高等技術学校規則(昭和42年香川県規則第56号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表第1(第3条、第6条関係)					別表第1(第3条、第6条関係)				
項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員	項	訓練課程	訓練科	訓練期間	定員
1	普通課程	略 機械システム科	略		1	普通課程	略 キャドシステム科	略	
略					略				

(香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則(平成24年香川県規則第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(条例第4条第2項の規則で定める訓練科に係る訓練基準) 第2条 略 (1)～(3) 略 (4) <u>機械システム科</u>	(条例第4条第2項の規則で定める訓練科に係る訓練基準) 第2条 条例第4条第2項の規則で定める訓練科は、次の各号に掲げる訓練科とし、当該訓練科に係る訓練は、知事が別に定めるところにより行うものとする。 (1)～(3) 略 (4) <u>キャドシステム科</u>

附 則

- この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 香川県立高等技術学校の普通課程のキャドシステム科は、第1条の規定による改正後の香川県立高等技術学校規則別表第1の規定にかかわらず、平成27年3月31日まで存続するものとし、その訓練基準については、第2条の規定による改正前の香川県職業訓練の基準等に関する条例施行規則第2条第4号の規定は、同日までの間は、なおその効力を有する。